

懇談テーマ1【市政懇談会の目的について】

広聴制度・広聴事業の一環で、情報の共有化等々あると思うが、市として市政懇談会の目的についてどのように考えているのか。

自治会長の経験年数も、世帯数の規模も様々であることから、各自治会の特異性もあり、今回の懇談会に関しても開催を希望しない回答もあった。41の自治会があるので、色々な意見はあると思われる。市長（事務局）が求めているものが何なのか伺いたい。

出席者が、出席してよかった（行政との連携がしやすくなった）と思えるような、市政懇談会になることを希望する。

【回答】

本市が制定している自治基本条例において、「市民は、市政に参加する権利を有するもの」、「市は、市政への市民の参加を図るための環境を整備するよう努めるものとする」ことが規定されている。その一環として、市政懇談会は、地区の自治会長をはじめとした市民の皆様に、市の施策や市政の課題等、各地区で抱えている課題についてご意見をいただき、市民の声を市政に反映させ、市民と協働のまちづくりを目指すことを目的に開催している。

市政懇談会で提示された地域の課題は、地域の皆様ならではの視点から提案いただいたものであり、市にとっても大変貴重なご意見である。地域の皆様の気付きを、市政に反映させていきたいと考えている。

市政懇談会のあり方については、皆様のご負担も多く、数年前から、見直しが必要とのご意見をいただいている、令和5年度からは各地区の開催希望を伺い、希望する地区のみ開催することとした。また、懇談の内容についても、昨年度から市が懇談テーマを設定せずに、地域から課題を提案いただき、意見交換をする方法とした。

来年度以降の開催については、アンケートの実施など、開催方法や懇談テーマのあり方について、皆様のご意見を伺いながら、出席してよかったと思っていただける市政懇談会にしていきたいと考えているので、引き続きご協力をお願いしたい。

【再質問】

深川公民館周辺の道路が非常に狭い。通学路となっているため、警察や市と相談し、横断歩道をつけていただいたが、夕方や夜は薄暗く、30キロの速度制限を超えてると思われる車の往来も多い。夜になると横断歩道を渡る歩行者が見えないため、自治会総会でも要望があり、約2年前から警察や市に街路灯設置の相談をしているが、優先順位もあることで未だ設置されていない。すぐにできない場合、いつ頃できるかという回答をいただきたい。

【回答】

現場は、駅から那須庁舎・市役所まで1本道で行ける利便性の良さから、そのような危険も伴っているようである。夜間の横断歩道の通行状況など、現地調査が必要と考えている。

照明を設置する場所があるかどうかが1つのポイントで、ご指摘の場所はそのようなスペースがない可能性があるので、そこも含めて調査させていただく。

【再質問】

調査の期限はどのくらいか。

【回答】

現地の確認は速やかに、7月から8月くらいに、夜間の通行状況等を確認したい。

懇談テーマ2【自治会への加入促進及び退会対策について】

自治会とは何か。市の見解を伺いたい。

自治会員のメリットがないと答える人が増えている。具体的な利点は何か。

担い手の高齢化が進んで、自治会活動に一部難儀する活動がある。自治会活動に何を期待されるのか。特に、若い世代は、自治会役員になることを嫌う傾向があり、世代交代が進みにくいか、どの様な対策があるか。

【回答】

自治会とは、地域住民によって組織され、地域課題の解決や地域の安全、環境美化、住民同士の親睦を図る活動を自主的に行っている組織である。また、地域住民同士のつながりを深め、安全な暮らしを守るために、自主防犯パトロールや防犯灯の維持管理、清掃活動、ごみ集積場の維持管理など、地域のために様々な活動を行っており、言い換えると、地域の皆様が安心して生活するための「縁の下の力持ち的な存在」である。

自治会活動に加入するメリットとしては、地域のコミュニティに参加し、近くにお住まいの方と交流することで、住民同士で良好なコミュニケーションが図られ、支え合いや思いやりの心が育まれ、地域の連帯感が深まることだと考えている。

また、自治会内の行事に参加することにより、様々な世代と知り合うことができ、地域の子どもや高齢者の見守りの恩恵を受け、防犯にもつながるものと考えている。

最大のメリットは、大雨や地震などの災害発生時には、地域防災を担う共助の主体となる自治会が、会員の皆様にとって頼りになる存在になることである。

自治会を通して地域住民の親睦が図られることが、地域の発展と地域福祉の向上に寄与し、住みよい地域づくりにつながると考えている。

自治会役員の世代交代については、若年層の未加入者の増加や、加入したとしても勤め人が多く、役員の担い手がいないという問題は、全国的にも取り上げられている。

市としても、区長連絡協議会の中で議題に取り上げ、事例検討を行っていきたいと考えている。また、役職の負担軽減も一つの方策であると考えているので、併せて検討していく。

【再質問】

昨年の市政懇談会の際、他の地区の自治会加入のメリットを研究することだったが、進捗状況を伺いたい。

【回答】

昨年度、県内において自治会加入率が高い、足利市、佐野市、茂木町に、実際どのような自治会加入促進策を行っているかということと、自治会長の意識がどうなのかについて調査を行った。また、宇都宮の「宮パス」やさくら市の「さくらパス」についても調査を行った。

1点目の自治会加入率が高い市町については、昨年度市政懇談会終了後すぐに各事務局に確認したところ、「この地域では、自治会加入が自然とされており、自治会長も一生懸命働いている、特に施策として行っていることはない。」との回答であった。

先日の下野新聞で、足利市の自治会加入率が高いことが掲載されていたが、事務局担当者の話では、「実は私たちも分からぬ、自治会長が一生懸命働いていることは分かるが、他市と比べて、特に何かやっているということはない。」ということだった。そのため、

次の一手として何を打つべきかということを、改めて区長連絡協議会役員の皆様と考え直すというような状況である。

2点目の、「宮バス」などの自治体独自のサービスや、自治会加入条例の制定などについて、それらを行っている市町に問い合わせたところ、それが加入率の増加や退会を防ぐ決定的な要因にはなっていないとのことだった。

全国的な人口減少も影響があるとは思うが、ではどうすればよいのか、ということを原点に帰った形で、もう一度考え直さなければいけないと考えている。

【再質問】

自治会問題については、毎回懇談会で出ており、同じような回答や質疑応答で終わっている。

自治会脱会者は、若者が多いと思っていたが、役員や組長になることの負担から、高齢者が脱会している。そのため、そこを何とかしなければいけないと考えている。

また、市で配布している自治会加入のパンフレットには、「自治会活動は、地域コミュニティに参加して、楽しく活動する」という内容のことが書かれているが、若者と高齢者の価値観は異なるため、加入促進にはつながらないと思われる。できれば条例で定めていただきたいが、自治会は任意団体であるためそこまでの縛りはきかないと思われる。

例えば、「加入しないとごみ問題など様々な問題があり、自治会に加入するのは当たり前のこと」など、書き方をもう少し強い文面にしてはどうか。

【回答】

以前、区長会役員会で、自治会に加入した上で自治会サービスが受けられるということを、もっと強めに書いてもらわないと困るという話があり、表現を市としてできる限り強い表現に修正した経緯がある。意識を高めるためにどのような表現にしたらよいか、改めて区長連絡協議会役員の皆様と考えていきたい。

【再質問】

新興住宅地において、申し合わせて自治会に加入しないというところがある。そこで、建設業者等に自治会加入について指導できないか。

【回答】

市では宅建業協会と協定を結んでおり、住宅事業者やデベロッパー等に自治会加入促進に関する協力をいただいている。ただし、すべての宅地開発地において自治会加入促進活動をしていただけているかは確認できていない。

自治会長からこのような質問が出るということは、市での取り組みが自治会長に十分に伝わっていないということであるため、今後も引き続き民間事業者の協力を得るなど、市が自治会加入を促進していることをPRしていきたい。

【再質問】

子どもが小学校に入学する等で、新しく家を建てて引っ越してきた方の中のごく一部に、自治会に加入しない方がいる。自治会に加入すると、育成会やPTAの行事に強制参加させられるのではという懸念からと思われる。学校でも、役員が決まらないなど問題になっていると思われる所以、市においても、育成会やPTAとの関連なども視野に入れて考えていただきたい。

【回答】

学校関係で、PTAの役員になりたがらない保護者が増加してきているというのは事実であり、役員が決まらないということも実際起こっている。

各学校においては、ここ何年か、PTAの役員数を減らすことで、できるだけ保護者に負担がかからないような取り組みを進めている。特に大田原中学校区においては、PTAの役員を希望制にし、負担軽減を図っているところである。

小学校についても、PTA役員の数を減らすなど、負担軽減の取り組みを進めており、現在は100%近い保護者にPTAに加入していただいている。

今後も、各学校で工夫をしながら負担軽減を図っていきたいと考えている。

【再質問】

自治会の高齢化対策について、自治会役員の間で論議をしており、1つの案として、「サポート制」という案が出ている。内容は、例えば現自治会長が、後任の自治会長をサポートし、負担軽減を図るということで、現在その案を実施する方向で進めている。

自治会の運営については、市政懇談会でいつもテーマに挙がっているが、あまり進展がないので、市からも具体的な案を出していただきたい。

また、現在学童ボランティアをしているが、車の乗り入れ禁止が7時から9時までという場所があるが、なぜ登校の時だけで下校の時は時間制限がないのか疑問に感じている。他にも気になる点があり、横断歩道で使用する黄色い旗が、ほとんどの場所でなくなっている、あっても使い物にならない状態である。旗には、交通安全協会というネームが入っているが、安全安心で住みやすい大田原というのは、そのようなところからチェックしていかなければならないのではと思う。

【回答】

各自治会の運営等については、市が直接介入するのは難しく、そうするためには法律の改正しかないと考えている。そのため、市が介入しすぎないようバランスを取りつつ、区長連絡協議会の皆様と、どのようにすれば負担軽減できるのかなどを話し合い、少しでも軽減できるような方策を考えていきたい。

交通安全の黄色い旗については、確かに地区の交通安全協会支部の予算で用意し配置しているものだと認識している。担当している危機管理課に、一度総点検するよう指示することとする。

懇談テーマ3 【国際医療福祉大学生への市としての対応について】

学生へは、どのような考え方で施策も含めて対応しているのか。

市の人口構成で二十歳付近に膨らみがあり福祉大生と思われるが、卒業後の定着率は、低いと思われる。市の高齢化・人口減少対策として、彼らの専門性を活かし「ここで働き、暮らしたい」と思えるような、環境整備と定着支援が必要ではないかと考えるが、市の考えを伺いたい。

【回答】

学生が住み続けたいまちづくりは、大学のキャンパスを構える地方自治体にとって重要な課題であり、若い世代が地域に定着することは、地域経済の活性化や人口減少の抑制、地域コミュニティの維持につながるものと考えている。

このような考えのもと、本市では、これまで大学や学生から要望等を受け、学生が住みやすい環境整備に努めてきた。例を挙げると、大学周辺の道路改良や通学のための市営バスのダイヤ見直し、公共施設の学習スペースの拡充などを行ってきたところである。

卒業後の本市への定着については、国際医療福祉大学のような専門性の高い大学は、一般教養を広く学ぶ大学に比べて、就職率が高い傾向にあるが、職種が限定され、更に市内就職となると就職先が限られてしまう。

大学の就職先データを見ると、大学全体で約8,000人の求人に対し、市内求人数は少なく、例年50名程度であるが、そのうち、毎年20名を超える方が市内企業等に就職している。また、近隣の国際医療福祉大学病院や同大学の塩谷病院等に就職する方もおり、卒業後も本市に住み続ける方が、ある程度いるものと考えている。

本市としては、貴重な地域の財産である大学との連携をこれからも大切にし、学生皆さんに、卒業後も住み続けたいと思えるようなまち、又は、今後も第二の故郷として、関わりを持ち続けてもらえるようなまちを目指していく。

【再質問】

本日欠席の提出者より、以下のことについて伺いたいとのこと。

1つ目は、市として、学生たちに何か優遇されることはあるのか伺いたい。2つ目は、町内に住民の倍近い学生が住んでいるが、何のつきあいもないまま4年間を過ごしている。何か付き合いができればと思うが、アドバイスがあれば伺いたい。また、市と大学との間でどのような話し合いがされているのか知りたい。

【回答】

大学ではボランティア等で地域の活動にも力を入れており、大学から学生へ、様々な地域の方と活動してほしいと伝えていると聞いている。

市でも、自治会から学生へのボランティア等の話があれば、自治会と大学を繋ぐことも行っている。

多くの学生は、学業やアルバイトで多忙であり、全員がボランティア活動に参加することは難しいと思われるが、学生に地域の祭り等へ参加してほしいなどの地域行事等の参加を希望する場合は、大学の担当者へ話を通すので、市の政策推進課市民協働係へご相談いただきたい。

また、大学と市との関わりについては、年1回、大学と市の幹部同士で懇談会を開き、要望や協力体制等の意見交換を行っており、お互いに協力できるものについては検討を進めている。

【再質問】

福祉大学の学生は、一般の大学と違い、若いうちから将来就きたい職業について意識を強く持っていると感じている。大田原市は、福祉や医療の品質のレベルが高く、数も多いと思われる。毎年20名を超える方が市内に就職しているということは素晴らしいことだと思うが、もっと増やす方法を考えていただきたい。例えば、就職して市内に定住したら住宅補助をするなど、具体的なことをしてみてはどうか。お金がかかることなので簡単にはできないとは思うが、学生の市内への就職や定住に必要と思われる施策を考えいただきたい。

【回答】

福祉大学の学生は、非常に厳しい国家資格に合格するために、毎日一生懸命勉強されている。そのような国家資格を持った学生をいかに引き留めるかというのは本市の一つの課題である。

同じような意見を、県の少子化アドバイザーからいただいた。市の課題として、市に残る学生が非常に少ないので、残ってもらうためにいろいろな施策を考えるべきなのではないか。例えば奨学金や家賃補助など、そのようなところに視点を置くのも一つの方法ではないかという話を受けた。市としても、1人でも多くの学生に残ってもらうことは長年のテーマであり、引き続き様々な施策について考えていきたい。

【回答】

毎年、新入生が地域学を学ぶという授業の中で、市長が直接大田原市について説明する時間を設けていただいている。その中で、自治会の活動も紹介したいと考えている。

また、市では、市内小中学校卒業生がUターンしたときに活用できる移住支援金の制度を設けているが、他市町村から福祉大学に在学し、一度市外へ就職した後に大田原へ戻ってきた場合も、支援の対象としている。学科を卒業した方は、市内や近隣にも多く住んでいる。そのような、大田原市と繋がりができ、地域に貢献したい方を支援する制度も、今後も進めていきたいと考えている。

懇談テーマ4 【空き家（放置家屋）対策について】

空き家（放置家屋）対策に関して、以下の件について伺いたい。

- ①大田原市街地に空き家は何件ぐらいあるのか。
- ②大田原芦野線と寺町通りの交差点にある4階建てのビル等の対応はどのように考えているのか。
- ③県有施設の跡地利用計画はどのように考えているのか。

【回答】

①大田原市街地の空き家の件数について、令和7年4月1日時点での、本市全域の総数としては948件となる。そのうち、大田原地区における空き家は323件と把握している。

②県道大田原芦野線と寺町通りの交差点にある4階建てのビルの対応については、令和7年3月7日にビルの外壁が剥がれ落ち、その瓦礫が道路に散乱しているとの連絡が警察からあった。現地を確認したところ、更に落下物による被害発生の恐れがあることから、まず建物敷地へバリケードを設置した。

その後、建物の所有者に対し、安全対策を行うよう連絡したが、対応することが出来ないとのことであり、交通量も多く通行者の安全確保を考えると、市としては高所からの落下物による甚大な被害を抑制する観点から、緊急で対応を行う必要があると判断し、外壁にネットを張る工事を実施した。

また、ビルに隣接する道路の管理者である大田原土木事務所とも連携を図り、道路の安全対策としてバリケードを設置した。今後も引き続き建物所有者に対して適正な管理を行うか、または解体除却を行うよう求めていく。

なお、今後も所有者が対応を行わず、周囲の方の身体や財産へ損害を与える恐れが高くなつた場合、市が最終手段として行政代執行を行う道筋もあるが、個人の財産に直接介入をすることとなるので、慎重な対応をすべきと考えている。

③県有施設跡地である旧那須庁舎、旧県北健康福祉センター及び旧大田原土木事務所の3か所の利活用については、本市の利活用の検討課題の一つであり、昨年度、庁内において調査研究グループを設置して調査・研究を実施している。

「旧那須庁舎跡地」の利用計画については、昨年度の説明のとおり、公共施設建設用地として検討をしているところだが、当面の間、更地の状態による、イベント等の臨時駐車場の利用や資材置き場、仮設事務所など民間事業者への有償貸付を考えている。

「旧県北健康福祉センター跡地」については、周囲の土地利用を鑑み、店舗や分譲地など様々な土地利用が想定されるため、民間活用を促進したいと考えている。ただし、前面道路である都市計画道路西那須野線の拡幅計画があることから、道路の区域の確定後に公売等を進めていきたいと考えている。それまでの期間については、有償貸付も検討していく。

「旧大田原土木事務所跡地」については、第二種中高層住居専用地域のため、工場や倉庫などの土地利用は見込めないが、住宅用地等の利用は十分見込める地域であり、こちらも民間活用を促進するため、公売を考えている。

参考までに、3か所の県有跡地における本年5月末までの貸出件数は、与一まつりや屋台まつりなどイベントでの利用8件、公共事業による現場事務所や資材置き場での利用4件、公共及び公共的団体への貸出し4件、民間事業者への貸出し2件の合計18件である。

【意見】

寺町公民館十字路のビルの件について、我々としては行政で買い取ってもらい、解体撤去するしかないのではと考えている。

十字路は広く、工事も進んできれいに整備されると思うが、そのときにビルがそのまま残って放置されるということは避けたい。

【再質問】

昨年の課題に出ていた、中央通りと寺町通りの交差点南側付近の廃屋と、その後ろの日本赤十字社の所有地について、協議中にコロナ禍になってしまい中断したことだったが、その後市の計画はどのようになったか伺いたい。

【回答】

日赤の土地については、現在別な方が利用されており、隣の廃屋の場所は、市で寄付を受けている土地である。市では、廃屋の横に別の空き家があり、そこも一緒に解体したいと考えており、昨年所有者と協議を行ったが、解決策が見当たらず、進展していない。廃屋にはツタが生い茂り、害虫なども発生しているため、空き家・空き地対策という点からも市で対応しなければいけないと考えているが、対応には、もう少しお時間をいただきたい。

懇談テーマ5 【ごみ集積所の管理対策について】

ごみステーションは、自治会未加入者も利用可能か。また、カラス除けネットの推奨品について伺いたい。（現行品は雨でごみも濡れるため）

【回答】

ごみ集積所、いわゆるごみステーションについては、自治会加入者のほか、アパート入居者などの自治会未加入者も利用することが可能である。

ごみステーションの設置については、利用される方や不動産管理会社等において適切な清掃管理を行う条件のもと、地権者の同意や管理清掃責任者の選任、環境衛生推進員の確認を得てから申請していただき、設置を認めている。

自治会未加入者への対応については、自治会によって利用可能としていたり、条件を設けているなど様々である。

カラス除けネットの推奨品については、ごみステーションの清掃管理に必要な場合、「カラス除けネット」を貸与しているが、ご指摘のとおり、雨の際には、ごみが濡れてしまう。ブルーシートのようなものだと、風の影響を受け飛ばされてしまうことなどから、現在のネット外周に「おもり」が施されたものをご利用いただいている。

雨の対策やより強い散乱防止対策としては、固定型、いわゆるボックス型のごみステーションに変更する方法もあるが、費用負担が発生すること、また、場所によっては視界不良や収集作業の支障なども考えられるので、設置する場合には、事前に生活環境課へご相談いただきたい。

【再質問】

ごみの問題で、小さな一軒家に複数人の男女が住んでいるが、その方たちのごみの出し

方が、他市のごみ袋で捨てたり、分別がバラバラである。その住民に説明に行こうと思うが、早朝に出て夜遅く帰ってくるため、どうしてよいか分からぬ。その場合どのように対応したらよいか伺いたい。

【回答】

個別案件になるため、生活環境課にご相談いただきたい。違反ごみの場合、基本的にはごみ収集時に回収しないことになっている。イエローのステッカーが貼られてそのまま置かれている状態になっていると思われるため、市の職員が現地確認し、個別に対応するので、具体的な場所をお知らせいただきたい。

【再質問】

自治会未加入の方が利用することが可能ということだが、ごみステーション設置には1個約10万円から12万円かかる。それを負担せず、ごみの掃除当番もせずに捨てるだけ、ということが認められるのかを伺いたい。もし認められるのであれば、そのような負担もしていただきたいが、知らないふりをされており、非常に困惑している。

【回答】

自治会未加入者のごみステーションの利用が、長年懸案事項となっていることは把握している。しかし、法的に未加入者がごみステーションを使えないという規制がない。そのため、自治会単位で取り決めをして対応していただいている。

自治会によっては、自治会未加入でも、少額の負担をすることや清掃をすることなどの取り決めをしている自治会もある。各自治会で取り決めをしていただき、お互い気持ちよく利用できるような状況になることが望ましい。

【再質問】

自治会に加入しないのであれば、クリーンセンターで有料で処分してもらうこともできると思われる。なぜ未加入者が、自治会で設置しているものを無断で使用してよいと市が言っているのか、理解できない。

【回答】

市としては、無断で使用していいとは全く考えていない。未加入者と自治会との協議の元、妥協点を見つけてご利用いただくという案内をしている。

【再質問】

我々の自治会では、自治会未加入者に無断で捨てられて、自治会員が迷惑をこうむっているのは間違いない。うまくいっているところの例を後で教えていただきたい。また、未加入者に渡す案内等の資料があれば教えていただきたい。

【再質問】

ごみステーションの設置については、利用される方や不動産管理会社等において適切な清掃管理を行う条件のもと、地権者の同意や管理清掃責任者の選任、環境衛生推進員の確認を得てから申請していただき、設置を認めることになっている、と認識している。自治会が関係するのは、環境衛生推進委員が自治会の役員ということで、申請書にチェックするところである。ごみステーションの管理に関しては、利用する方が管理するという認識であるため、自治会内でごみステーションの問題が出たときは、自治会の管轄外であると思われる。

例えば、ごみステーションに、利用する登録をした方以外は利用してはいけないという表示をしてはどうかと思うがいかがか。

【回答】

ごみステーションそのものは、利用している方が管理責任者となるため、自治会が清掃などの管理をするものではない。ただし、自治会の中にごみステーションを設置する場合、自治会が把握せずにごみステーションが増えてしまうこと避けるため、環境衛生推進員に情報提供し、自治会のごみステーション設置の状況を把握していただくこととしている。

市としても、ごみステーションの清掃については、その管理者がすべきものであり、自治会が実際にすべきものでないという認識である。ごみステーションが汚れている場合、市に通報していただければ、市の職員が指導にあたることになる。

【再質問】

飲み屋街では、事業系のごみが出るが、自治会から抜けた方が夜中に事業系のごみを出すことがある。夜中で網がかかっていない状況のため、猫やカラスに散らかされ、曜日も関係なくごみを出されるので、週末に出されると、特に月曜日あたりはひどい状況である。市として、事業系のごみは出さないように指導していただけないか。

また、事業系の違反ごみの罰則は何かあるのか伺いたい。

【回答】

事業系のごみは、本来業者に個別に依頼し、収集することになっている。具体的なごみステーションの場所を知らせていただければ、市で指導することとしたい。

不法投棄としての罰則規定はあるが、具体的には今は手元に資料がないので申し上げられない。

【意見等】

昨年から環境衛生推進員をしているが、あまりにも違反ごみが多いため、ごみステーションに「このステーションの維持管理は、自治会費から出ています」という貼り紙を大きく目立つように貼った。すると、退会された方も自治会に入ってくれたり、退会を希望していた方も、ごみを捨てたいからということで退会しないことになり、かなり改善された。貼り紙がこのように効果があったため、情報提供とする。